

# 沖縄県飲酒運転根絶条例

## (目的)

**第1条** この条例は、飲酒運転を根絶するために必要な措置を講ずることにより、県及び県民等（県民、事業者等及び事業者団体をいう。以下同じ。）が一体となって飲酒運転の根絶を図り、もって飲酒運転のない安全で安心な県民生活を実現することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県民 県内に居住する者及び滞在する者すべてをいう。
- (2) 事業者等 法人その他の団体及び個人で県内において運輸業、建設業、交通安全協会、町内会、駐車場その他の事業を行うものをいう。
- (3) 事業者団体 事業者等としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者等で構成された法人その他の団体をいう。
- (4) 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (5) 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為をいう。

## (県の責務)

**第3条** 県は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第4条の規定に基づき策定し、及び実施する飲酒運転の根絶に関する総合的な施策の推進に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の実情に応じた飲酒運転の根絶に関する施策を実施するために必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

## (公職にある者の率先垂範)

**第4条** 公職にある者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する沖縄県職員をいう。）は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の根絶に率先して取り組むものと

する。

(県民の責務)

**第5条** 県民は、飲酒が自動車等の正常な運転に影響を及ぼし、重大な交通事故の原因となることを自覚し、日頃から一人一人が飲酒運転をしない、させない、許さないという強い意志を持って、家庭や地域、職場の日常生活及び活動において飲酒運転を根絶するための取組に努めるものとする。

- 2 県民は、県又は事業者等若しくは事業者団体が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。
- 3 県民は、飲酒運転をしている者又は飲酒運転をすることになるおそれのある者に対し、飲酒運転をしないよう声かけをするなど状況に応じた適切な対応を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等及び事業者団体の責務)

**第6条** 事業者等及び事業者団体は、その事業の用に供する自動車等の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者等及び事業者団体は、その従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 事業者団体は、その団体を構成する事業者等に対し、飲酒運転の根絶に関する啓発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 事業者等及び事業者団体は、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(飲食店営業者等の責務)

**第7条** 飲食店営業者等（営業の形態にかかわらず、設備を設け酒類を提供して飲食させる営業を行う者及びその業務に従事する者をいう。以下同じ。）は、県又は事業者等若しくは事業者団体が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

- 2 飲食店営業者等は、酒気を帯びた客が自動車等を運転することになるおそれがあるときは、飲酒運転をしないよう声かけをするなど状況に応じた適切な対応を講ずるよう努めるものとする。

3 飲食店営業者等は、客の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(駐車場所有者等の責務)

**第8条** 駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1号に規定する路上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）を所有し、及び管理する者は、駐車場の利用者の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

**第9条** 県は、第3条の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 県は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(飲酒運転の根絶に関する知識の普及等)

**第10条** 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶に関する知識の普及及び県民等の意識の高揚を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(飲酒運転の再発防止のための指導等)

**第11条** 沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、基本方針に基づき、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための指導、教育その他必要な措置を講ずるものとする。

2 公安委員会は、基本方針に基づき、飲酒運転をした者が酒類を提供する飲食店で飲酒後の飲酒運転であったことが判明した場合には、飲酒運転をした者が再度飲酒運転を行わないようにするため、当該酒類を提供した飲食店営業者等に対して、指導書の交付その他必要な指導を行うものとする。

3 第1項及び第2項の指導、教養、その他必要な措置については、公安委員会規則で定めるものとする。

(飲酒運転の再発防止のための措置)

**第12条** 県は、基本方針に基づき、飲酒運転をした者及びその家族等からの相談に対して、飲酒運転の再発防止のための助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報提供)

**第13条** 公安委員会は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶のための市町村の施策及び事業者等又は事業者団体による自主的な活動を促進するため、次の各号に掲げる飲酒運転に関する情報を市町村の区域別に作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することができる。

(1) 飲酒運転による交通事故の発生件数（3か月ごとの発生件数をいう。以下この項において同じ。）

(2) 飲酒運転違反者の人数

2 公安委員会は、前項の規定により公表した情報に関し、市町村又は事業者等若しくは事業者団体から、提供するよう求めがあったときは、前項各号に掲げる情報をこれらのものに提供することができる。

（飲酒運転の根絶運動の日）

**第14条** 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶運動の日を毎月1日と定め、県民等と連携し、飲酒運転の根絶のための必要な施策を推進するものとする。

（体制の整備）

**第15条** 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶について県民等の関心と理解を深める活動を推進するための体制を整備するものとする。

（取組状況の公表）

**第16条** 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶に関する施策の取組状況、効果等について、インターネットによる閲覧その他の方法により公表するものとする。

（委任）

**第17条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事及び公安委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。